

令和5年3月3日

岐阜県職業能力開発協会検定一課

「シーケンス制御(シーケンス制御作業)」職種受検資格等の取扱いについて

令和5年度から「電気機器組立て(シーケンス制御作業)」が「シーケンス制御(シーケンス制御作業)」へと1職種へと変更に伴う受検資格に等の取扱いについて、厚生労働省主任職業能力検定官から下記のとおり通知がありましたのでご連絡します。

受検資格等に関する内容で、上位級への受検資格が厳しく定められておりますのでご注意ください。

記

1 基本的な考え方

シーケンス制御職種は、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）として実施されていたものが独立し、新職種として設置されたものです。

当該職種については、電気機器組立て職種とは別に新職種として設置されているため、電気機器組立て(シーケンス制御作業)の合格者は、経過措置の定める場合を除き、当該職種に合格したものとみなされません。

なお、受検に必要な実務経験については、改正後のシーケンス制御職種に係るものであれば、令和4年度以前の経験を通算して差し支えないものとします。

2 個別事例

(問) 1・2・3級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに電気機器組立て(シーケンス制御作業)に合格した者(技能検定合格者、実技合格、学科合格)はどのように取り扱うのでしょうか。

(回答) 電気機器組立て(シーケンス制御作業)合格者については、上位級のシーケンス制御職種の受検に必要な実務経験の短縮は認められない。

ただし、片側合格者については、シーケンス制御職種の片側合格とみなされ、上位級の受検に必要な実務経験の短縮が認められます(改正省令附則第三条第七項)。

(問) 特級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに特級電気機器組立て職種の実技または学科のいずれかに合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

(回答) 特級電気機器組立て職種の片側合格者については、特級シーケンス制御職種の免除は認められません。

(問) 特級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに1級電気機器組立て(シーケンス制御作業)の技能検定に合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

(回答) 特級シーケンス制御職種の受検には、1級シーケンス制御職種合格後5年の実務経験が必要となります(1級電気機器組立て職種(シーケンス制御作業)合格後、実務経験5年での特級シーケンス制御職種の受検は認められない。)

(問) 特級「電気機器組立て」受検申請者のうち、昨年度までに1級電気機器組立て(シーケンス制御作業)の技能検定に合格した者はどのように取り扱うのでしょうか(受検の可否等)。

(回答) 1級電気機器組立て職種の合格者については、シーケンス制御作業で合格した者を含め、合格後実務経験5年で特級電気機器組立て職種の受検が可能となります。